

## 適正な労働条件・安全衛生に配慮した発注に関すること

### 1. 施工時期の平準化等について

- ・ 国庫債務負担行為の積極的な活用
- ・ 速やかな繰越手続の実施
- ・ 余裕期間制度の活用

### 2. 週休2日工事について . . . P 1

### 3. 工期設定のさらなる適正化について . . . P 3 (猛暑日を考慮した工期設定)

### 4. 熱中症対策に関する工事積算について . . . P 5

### 5. 時間外労働規制の適用に向けた工事積算について . . . P 7

### 6. 公共工事設計労務単価について . . . P 8

### 7. その他（遠隔臨場の活用、工事書類の簡素化） . . . P 9

# 令和5年度の直轄土木工事の発注方針

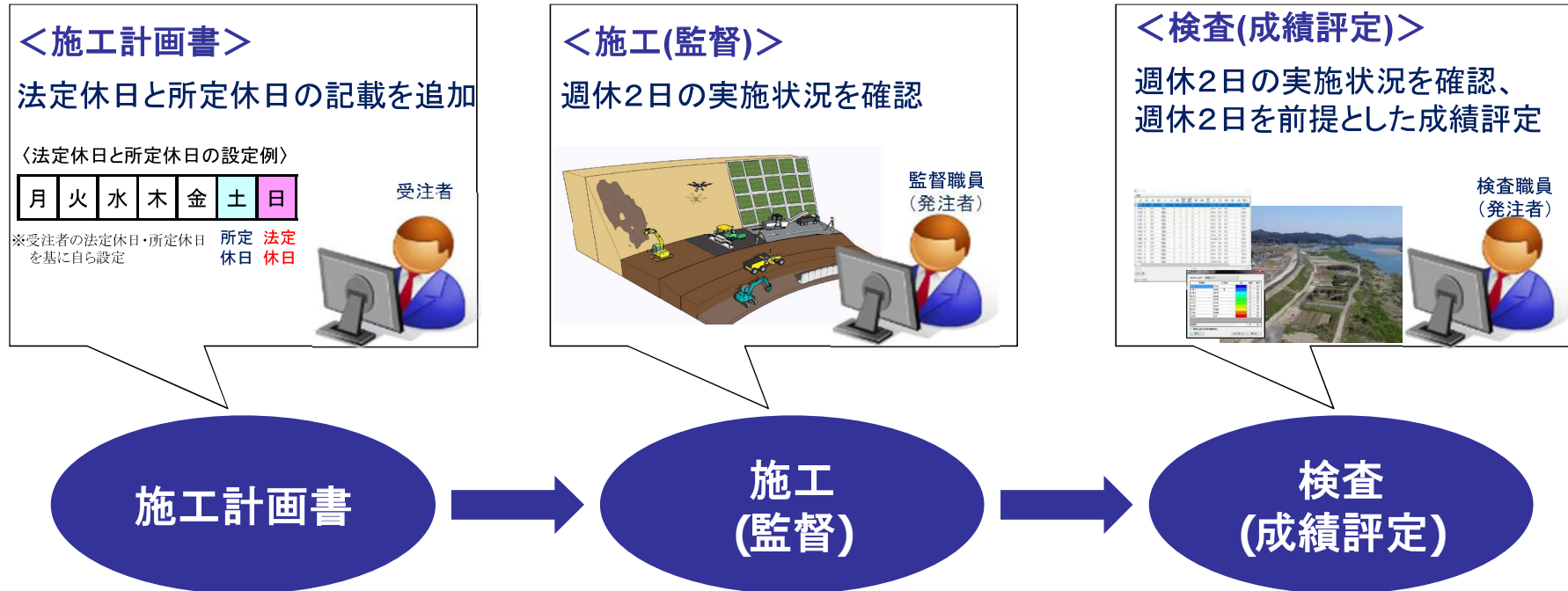
- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間）  
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す  
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

## 週休2日工事の発注方針



## 仕様書、監督・検査等の基準類を、以下の通り改定

- i) 受注者が作成する施工計画書に、法定休日・所定休日を記載するよう、「共通仕様書」を改正。
- ii) 発注者による監督・検査において、週休2日の実施状況を確認するよう、「共通仕様書」、「土木工事監督技術基準(案)」、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」を改正。
- iii) 週休2日を標準とした工事成績評定となるよう、「地方整備局工事成績評定実施要領」を改正。  
(加点項目から削除・遵守項目に追加)

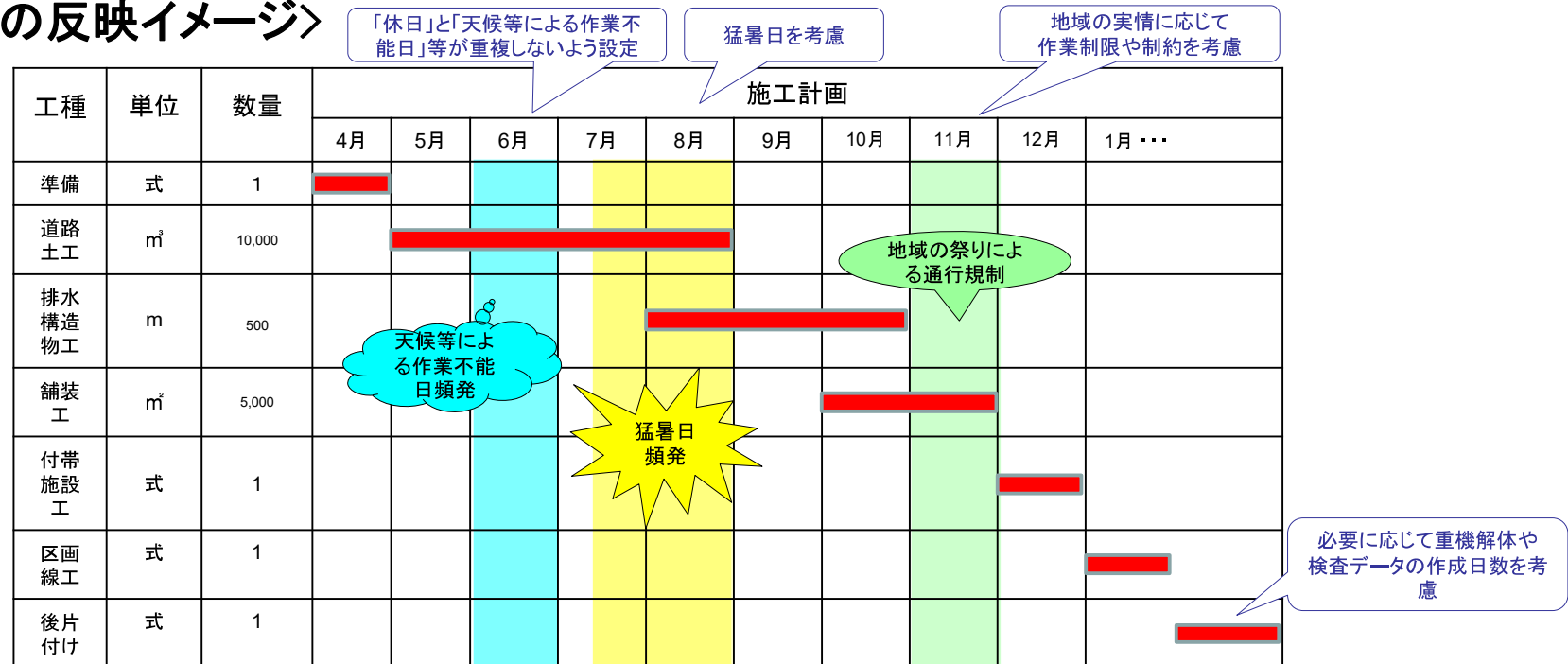


# 工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

## ＜工期への反映イメージ＞



## ＜試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)＞

・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i)で7日分、ii)で12日分反映。 + αは必要に応じてiii)、iv)を考慮。 雨休率:78%→89%

# 猛暑日を考慮した工期設定へ改定

- ・工期の設定に当たっては、実働日数に天候等による作業不能日を加えて設定しています。
- ・従来、天候等による作業不能日は降雨・降雪日数のみでしたが、今回、**猛暑日日数を加え、猛暑日を考慮した工期設定に改定**。
- ・また、作業不能日が官積算で見込んでいる以上に著しく乖離し、作業を休止せざる得なかった場合には受注者は発注者へ工期延長を協議することができます。

## ■ 猛暑日を考慮した工期設定

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：  
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間}^{\ast} \text{を日数換算し、平均した値（対象：5か年）}$$

※8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

## ■ 特記仕様書記載例

### 第〇条 工期

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から令和〇〇年〇月〇日までとする。  
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。  
工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	〇日間
②後片付け期間	〇日間
③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数）	〇. 〇
④地元調整等による工事不可期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	〇日間
⑤ . . .	
⑥ . . .	

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。  
(当該工事の作業不能日ではない。)

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：〇〇日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇〇日間  
(少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数)

過去5か年(20〇〇年～20〇〇年)の気象庁(〇〇観測所)及環境省(〇〇地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

○工事積算における熱中症対策に関する対応としては、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による避暑対策（熱中症予防）があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

## ①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行<H31年度より試行>

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」  
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

・工事現場の安全（熱中症）対策に要する費用として計上。

主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット



## ②現場環境改善費における避暑対策（熱中症予防） <H29より基準書追記>

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」  
（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

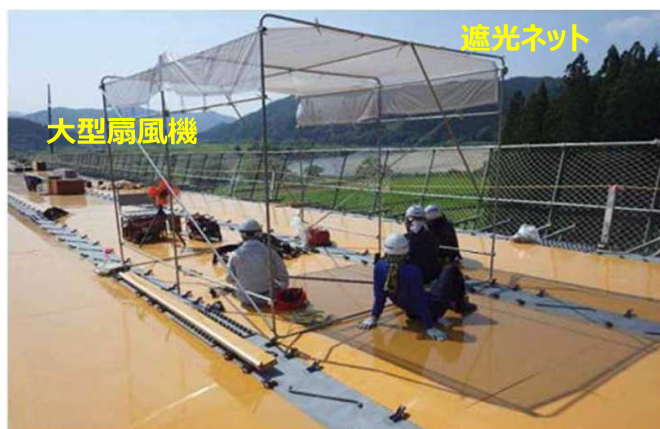
- ・現場環境の改善（安全関係）に要する費用として計上。

### 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置  
（車内にクーラーや温冷庫を設置）

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器

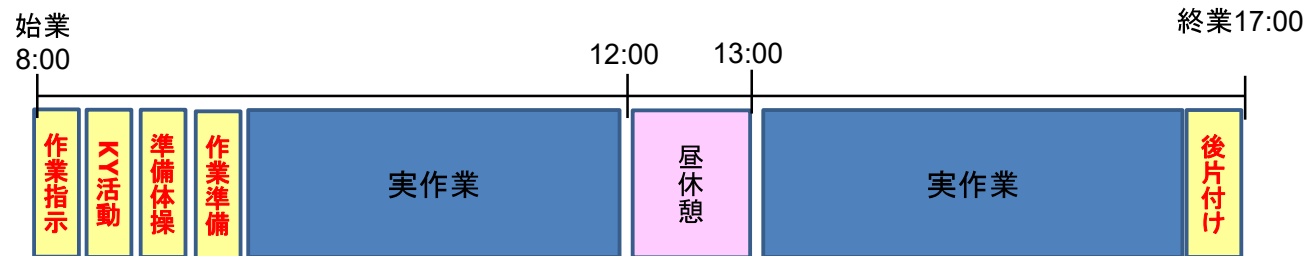


製氷機



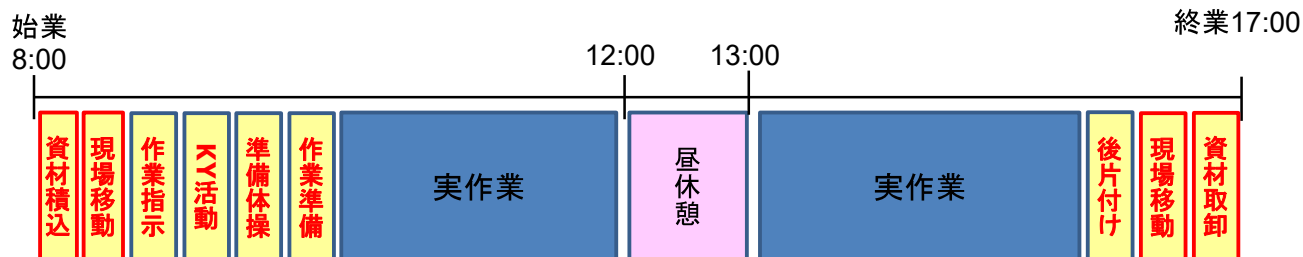
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。  
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。  
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

## ■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。  
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。  
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

## ■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）

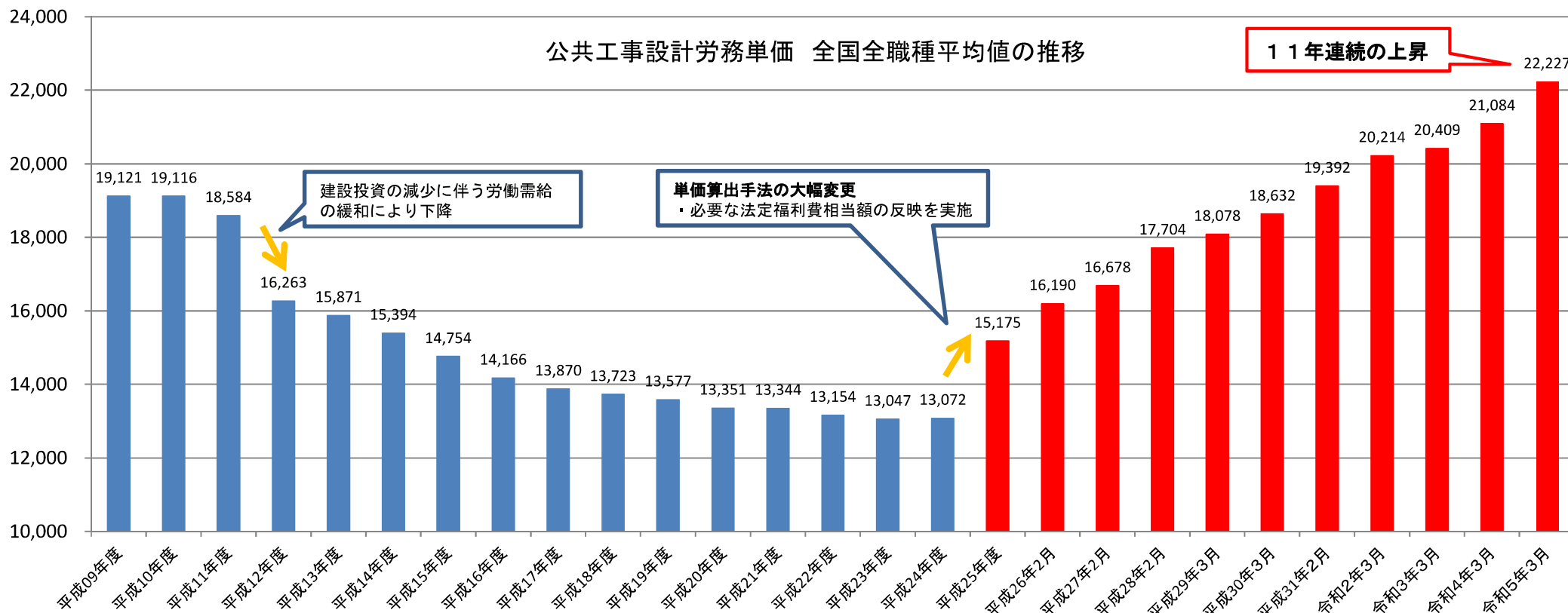


- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。  
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。



# 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

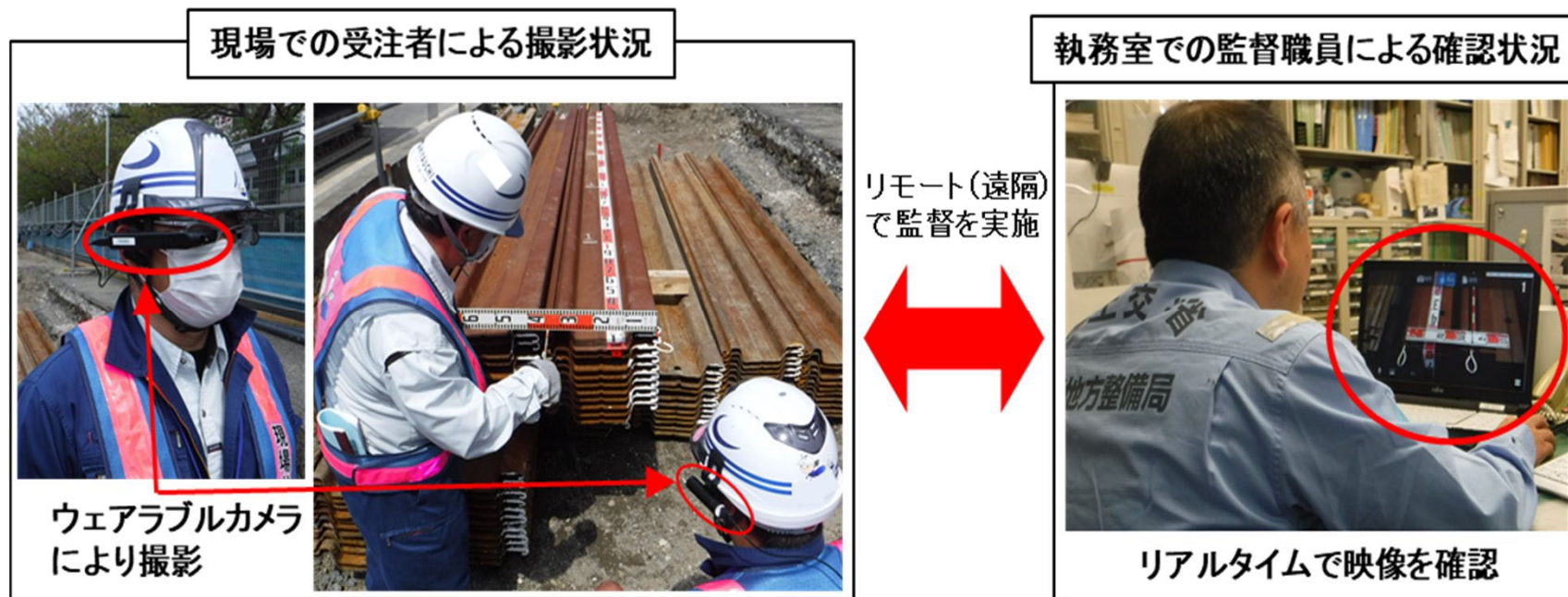
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

# 遠隔臨場の活用（段階確認、確認立会、材料確認）

## 遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施

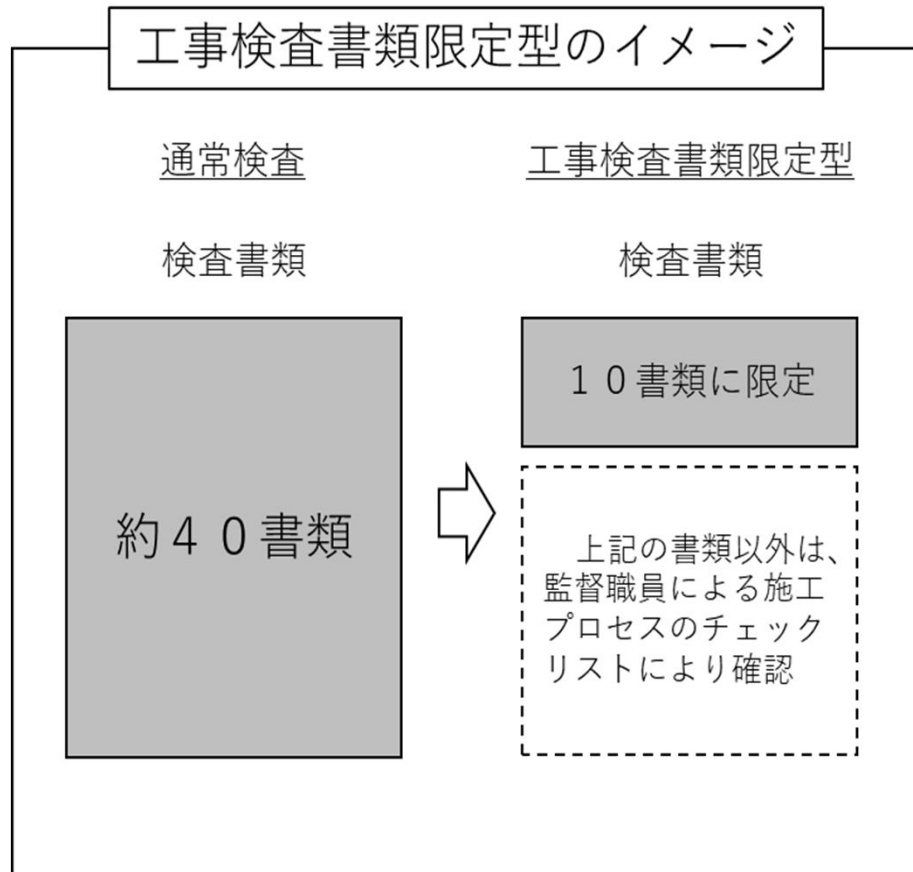
- 遠隔臨場の活用は、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受注者にとっても、発注者にとっても効率的な確認立会の実施に効果的。
- ただし、遠隔臨場の対象工事は、「監督職員が現場に行かなくて良い」ものではない。
- 遠隔臨場の活用により創出された時間を有効に活用し、監督職員は必要な現場の確認に努めることが重要。



# 工事書類の簡素化に向けた『検査書類限定型工事』について

## 工事検査は「検査書類限定型」を活用し10書類に限定して検査

- 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。



### 【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等により改善指示を発出された工事

### 【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明資料
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真

# 土木工事電子書類スリム化ガイドの改定(令和3年9月)

## 取組の目的

工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

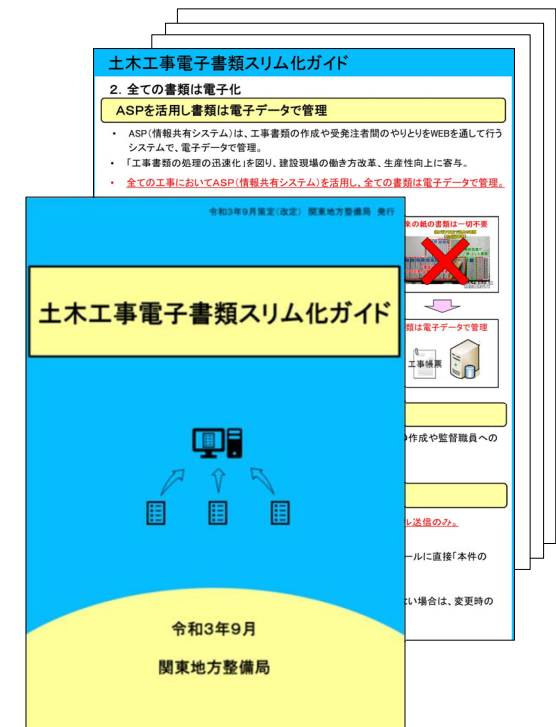
## 適用・改定のポイント

### ■適用

- ・ **令和3年10月1日以降に入札・契約手続運営委員会を開始する関東地方整備局発注工事。** (港湾空港関係、営繕関係を除く)  
(入札手続き中及び契約済みの工事についても適用)
- ・ 受注者、発注者・監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

### ■改定のポイント

- ✓ **工事書類は電子データが原則であることを明確化にするため、名称を「土木工事電子書類」に改定。**
- ✓ **工事着手前に設計審査会にて受発注者間で作成書類の役割分担の明確化。**
- ✓ 設計審査会をはじめ、会議資料は電子データを原則(ペーパーレス)としプロジェクター、タブレット等の活用やWEB会議に努める。
- ✓ **施工計画書は、概算・概略数量発注により詳細が未定の場合、準備工着手時は必要最小限の項目を作成し、施工内容が確定した後に詳細な施工計画書を作成すればよい。**
- ✓ **遠隔臨場**を活用し、効率的な段階確認、材料確認、立会の監督を実施。
- ✓ **創意工夫・社会性等に関する実施状況は10項目**までの提出とする。
- ✓ 完成検査は「**検査書類限定型工事**」(検査書類を10種類に限定)を活用し、効率的な検査を実施。
- ✓ 作成が不要な書類、提出が不要な書類、その他スリム化に関する留意事項を明記。



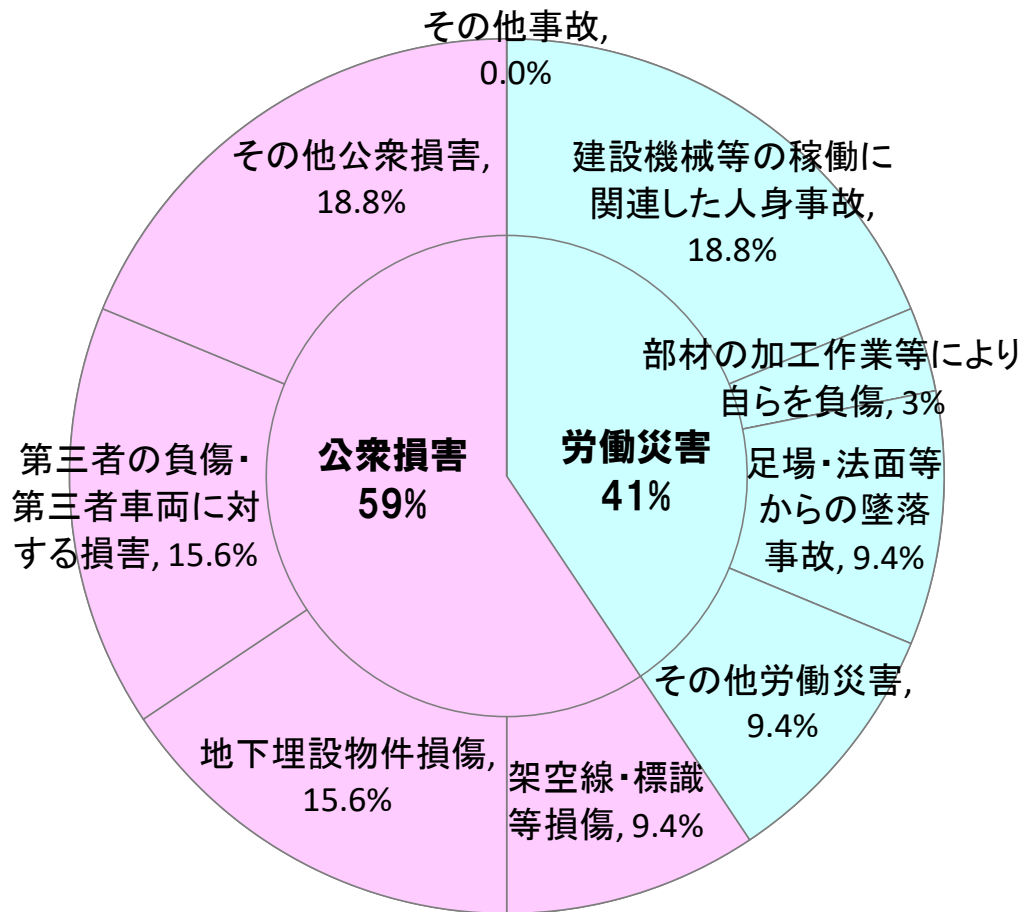
※関東地整HPに掲載

「土木工事電子書類スリム化ガイド」 → <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

# 令和4年度 工事事務発生状況(発生形態別)

- 工事事務発生件数のうち、**公衆損害の割合が多く**、特に地下埋設物件の損傷件数は横ばいで推移。
- 令和5年度重点的安全対策の項目は、発生件数および重大事故の発生状況を考慮して、5項目を設定。

## R4 工事事務発生状況 (発生形態別)



※R5年3月時点で工事事務扱いしている案件

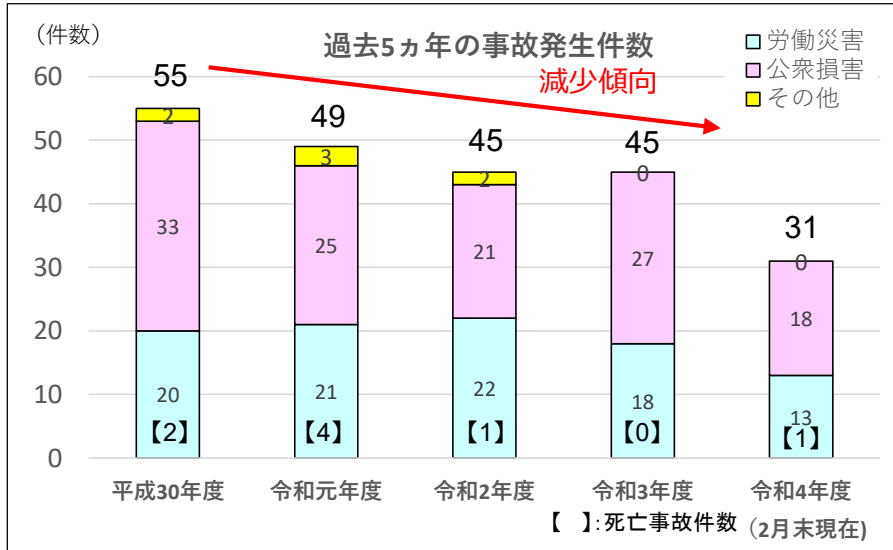
	発生形態	R2	R3	R4	過去3年間計
労働災害	建設機械等の稼働に関連した人身事故	6	5	6	17
	部材の加工作業等により自らを負傷	0	2	1	3
	資機材等の落下や下敷きで負傷	5	4	0	9
	足場・法面等からの墜落事故	5	3	3	11
	準備作業、測量調査業務等における人身事故	1	1	0	2
	その他労働災害	5	3	3	11
小計		22	18	13	53
公衆損害	架空線・標識等損傷	3	7	3	13
	地下埋設物件損傷	5	6	5	16
	第三者の負傷・第三者車両に対する損害	9	10	5	24
	その他公衆損害	4	4	6	14
小計		21	27	19	67
その他事故		2	0	0	2
計		45	45	32	122

  ... R5年度重点的安全対策項目

# 関東地方整備局令和5年度重点的安全対策（概要版）

## 1. 重点的安全対策とは

工事事故の発生状況を踏まえ、重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事事故防止に努めていただくことを目的としています。平成27年度以降、工事事故は減少傾向にあります。令和4年度は死亡事故が発生しており、引き続き工事事故防止の取組が必要です。



## 3. 重点的安全対策として実施すべき内容

重点的安全対策の事故形態毎に、具体的に実施すべき内容を設定し、現場作業員一人一人への周知徹底をお願いしています。

### I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

(R4発生割合 10% 3件/31件)

### II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R4発生割合 19% 6件/31件)

### III. 足場・法面等からの墜落事故防止

(R4発生割合 10% 3件/31件)

### IV. 地下埋設物の損傷事故防止

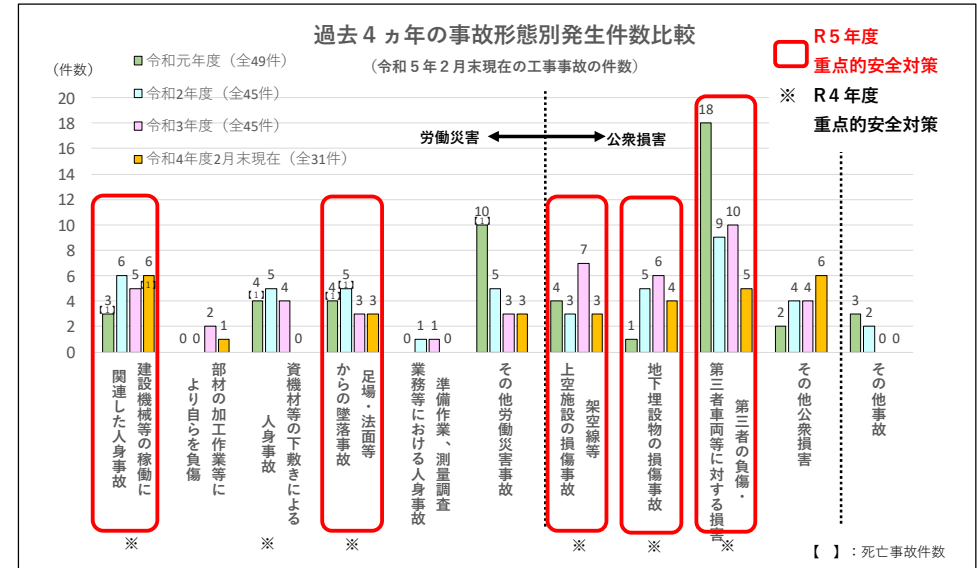
(R4発生割合 13% 4件/31件)

### V. 第三者の負傷、第三者車両等に対する損害

(R4発生割合 16% 5件/31件)

## 2. 工事事故の発生形態

工事事故には、様々な発生形態があります。事故が多発している発生形態や重大事故事故につながる恐れのある事案を考慮し、令和5年度の重点的安全対策の事故形態とします。



## 4. 令和5年度の重点安全対策のポイント

令和4年度は建設機械の稼働に関連した人身事故が多く発生しています。また、建設機械の点検・清掃時に発生している事案もある事から、「点検・清掃時の安全確保」について、令和5年度より新たに実施すべき内容として追加しています。



土質改良機の清掃作業中に作業員の死亡が確認された事案



操作を誤り、土留支保とバックホウの間に挟まれた事案

# 関東地方整備局令和5年度重点的安全対策（概要版）

## 重点的安全対策として実施すべき主な内容

※赤字は令和5年度に追加した内容

### I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

#### ①事前確認及び周知・指導の徹底

- ・種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、作業員へ周知、指導を徹底する。

#### ②目印表示等の設置

- ・架空線に注意が向くよう目印表示や看板等を設置する。【架空線対策】

#### ③適切な誘導

- ・誘導員を配置し、合図を定めて誘導する。

#### ④アーム・荷台等は下げて移動

- ・必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。



### II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

#### ①適切な施工機械の選定及び使用

- ・適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。

#### ②誘導員の配置

- ・誘導員を適正に配置する。

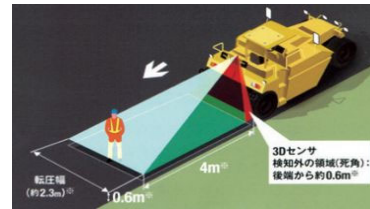
#### ③作業員に対する作業方法の周知

- ・必要な作業手順を周知徹底する。

#### ④点検・清掃時の安全確保

- ・点検・清掃中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じる。

【センサーによる接触防止】



### III. 足場・法面等からの墜落事故防止

#### ①作業方法及び順序の周知

- ・墜落制止用器具（安全带）の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。

#### ②墜落防止設備の設置、使用

- ・親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。

#### ③安全通路の設定、周知徹底

- ・作業員が安全に移動できる通路を確保する。

#### ④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

- ・ライフライン設置、特別教育の実施等を遵守する。

【墜落制止用器具の使用】



### IV. 地下埋設物の損傷事故防止

#### ①事前調査、試掘の実施

- ・作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
- ・試掘は作業手順書を作成し実施する。
- ・作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。

#### ②目印表示、作業員への周知

- ・目印表示等による埋設位置の明示を行う。

#### ③監視員の配置

- ・必要に応じて監視員を配置する。

【試掘による確認】



### V. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

#### ①適切な交通誘導

- ・交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。

#### ②交通関係法令の遵守

- ・交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

#### ③運搬物の安定性の確保

- ・積荷の固縛措置が十分であるか確認する等、出発前に入念な対策を講じておくこと。

【積荷の適切な固縛】



### VI. 事故防止

#### ①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施

- ・作業の基本となる手順を遵守させるとともに、I～Vの遵守事例について確実に実施するとともに、工事関係者に対して指導すること。

#### ②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討

#### ③作業員に対する安全教育

#### ④適正な工程管理

#### ⑤交通安全管理

※「VI.事故防止」の重点的安全対策として実施すべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

## 重点的安全対策

### 令和5年度 重点的安全対策 (令和5年3月策定)

(令和5年度新規・変更: 5)

工事事故を防止するため、特に以下の事故発生形態を重点的安全対策事故発生形態とし、重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期することとする。また、重点的安全対策事故形態に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとする。

令和4年度(2月末現在)の工事事故発生件数は前年度同月末の件数と比較して減少しているが、前年度発生していた死亡事故が1件発生している。事故の発生原因として、重点的安全対策として定めている、基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。また、工事事故ではないものの、転倒による負傷や、車を運転中の交通事故等、個人の不法行為による事象の件数は前年度と同程度発生している。

よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底を行うなど安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

なお、「工事事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

## 工事事故発生状況

### 令和4年度 関東地方整備局管内 工事事故(速報)の情報提供について

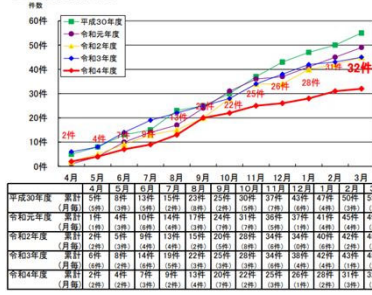
工事の安全管理には、日頃から万全を期していただいているところでありますが、この度、残念ながら工事事故が発生しました。このように工事事故が発生することのないよう工事事故発生状況を皆様にお知らせいたします。なお、発生した工事事故の概要につきましては、発生要因等を詳細に調査・分析し、別途お知らせ致します。

#### ●工事事故発生状況(令和5年3月31日現在速報値)

1. 月間工事事故発生件数(R5.3.1~3.31)	1件
2. 令和4年度累計工事事故発生件数	32件 (前年度同月比+13件)
3. 令和4年度累計死亡者数・負傷者数 (令和3年度の死亡者数120人、累計負傷者数1220人)	死亡者数 1人 負傷者数 17人

※上記速報値は、事象の経緯不明となり、後日変更となる場合があります。

#### ●工事事故件数の推移



## 工事事故防止強化月間

記者発表資料  
令和4年度 工事事故防止強化月間  
～工事事故防止に向けた安全対策の取り組み～

関東地方整備局では、平成19年度より「重点的安全対策」を定め、工事事故の防止に努めているところです。

令和4年度の関東地方整備局における工事事故発生状況は3月30日現在で18件であり、前年度同日時点の発生件数(29件)と比較すると減少傾向にありますが、これから工事の最盛期を迎えるに当たり、より一層の注意が必要です。

工事安全対策の向上を図るため、工事稼働現場が増加する11月を「工事事故防止強化月間」とし、別紙のとおり実施要領を定め、管内関係事務所に通知するとともに、関係団体等に協力を要請し、工事安全対策に重点的に取り組んでいます。

なお、令和4年度の事故発生状況の詳細や事故事例については、関東地方整備局ホームページに掲載しています。  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gi/yutu/index00000013.html>

発表記者クラブ  
有志記者クラブ  
神奈川県建設記者会  
横浜海軍記者クラブ  
埼玉県記者クラブ

問い合わせ先  
国土交通省 関東地方整備局 企画部  
技術調査課 建設専門官 辻橋 拓一  
電話 048-600-1332  
国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部  
工事安全推進室 室長 長森 雅彦  
電話 045-211-7419

## 工事事故 事例集

## 工事事故 事例集

令和4年4月から令和5年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

## 関東地方整備局 企画部 技術調査課

## セーフティサポートニュース

### SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和4年度工事事故発生状況(速報値)
- 令和5年度重点的安全対策について

過去5年間の工事事故発生状況(令和4年度は速報値)

Topics

- ◆近年の工事事故発生件数は減少傾向にありますが、令和4年度は死亡事故が発生しており、引き続き工事事故防止の取組が必要です。

## 【URL】

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>